

◎揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案 新旧対照表

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|----------|---|
| 第四十四条 削除 | <p>（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）</p> <p>第四十四条 租税特別措置法第八十九条の規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p> |

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|-------------------------------|---|
| <p>附則 第五十二条及び第五十三条 削除</p> | <p>附則 第五十二条 削除 （揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止） 第五十三条 附則第十二条の二の九の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p> |